

震災からの復興と全力での原発事故の収束 及び 原発のない社会を求める 執行委員会声明

間もなく大震災から 10 年目となる 3 月 11 日を迎える。改めて 10 年前の未曾有の地震と津波による大惨事と、最悪の原発事故について、当時及びこの 10 年間の状況を振り返り、未来に向けて何ができるのか、何をしなければならないのか考えたい。

2011 年 3 月 11 日（金）2 時 46 分は、多くの学校で午後の授業時間中であった。東京でも大きな揺れが長く続き、児童・生徒は訓練通りに校庭に避難した。その後の対応は学校によって大きく異なった。保護者の引き取りを要請したが電車が不通となったため深夜に至るまで子どもを預かり続けた学校も多かった。災害時の学校の役割とは何かを改めて考えさせられる事態であった。

こうして東京の学校で校庭への避難をしている中で、状況を確認するために見たテレビのニュースは衝撃であった。東北地方ではマグニチュード 9.0 震度 7 の激震による大災害が発生していた。建造物の倒壊や土砂崩れ、天井の非構造部材の落下、高所からの落下など、地震の揺れそのものが原因による犠牲者は、福島県 36 人、茨城県 18 人、宮城県 13 人、東京都 7 人など、現在分かっているだけで 90 人に上る。

しかしこの地震で最大の被害をもたらしたのは津波であった。地震発生から 3 分後には津波警報が発表される。最初期の段階では 3～6 m の予想であったが、地震発生から 20～30 分後には太平洋岸の多くの地域で 3m の津波が到達し、津波到達から数分後には各地で 10m を超える津波が襲った。最大遡上高 40.1 m にも上る巨大な津波によって、東北地方・関東地方・北海道の太平洋岸に壊滅的な被害が発生した。津波による被害は、浸水面積 561 km²、津波被害農地 2 万 1476 ha（宮城、福島、岩手等）、漁船被害 2 万 8612 隻、漁港被害 319 港とされている。そして、多くの尊い命が失われた。震災関連死を含む死者は 1 万 5000 人以上であり、さらに 2500 人以上の方が未だ行方不明のままである。

大きな悲しみとともに、突き付けられたのは避難の在り方であった。地震・津波の予測はどうしても不正確にならざるを得ない。最悪を想定した避難行動が必要であると同時に、行政の指示に頼るだけではなく、自分自身の頭で考える必要があること、他人を助ける義務はなくまず自分の身を守らなければならないこと、を「津波てんでんこ」という言葉が教えてくれた。この避難行動の検証により、「天使の声」の事例のように行政が責任をもって最後に避難しようとする、却って住民の危機感が薄れてしまうため、「率先避難者」になるべきという新しい考え方も生まれてきた。

しかし同時に災害弱者である、高齢者や「障がい」者や入院患者などの命をどう守るべきなのかも課題が残されている。こうしたことに真正面から向き合う防災教育のさらなる深化が求められている。また、子どもを守る学校は、非常災害時にどうしたらいいのか、普段から何をしたらいいのか、大川小学校などの悲劇は、永遠の教訓としなければならない。

この震災では、直接の被害の他にも教訓となるべき多くのことを経験した。当時「海外メディアが『大災害時に日本は秩序が保たれている』と驚いている」とさかんに宣伝されたが、実際には「火事場泥棒」的な犯罪は多発していた。避難者宅への空き巣、避難車両の解体窃盗、ATM 破りなどに加え、点検詐欺や募金詐欺などの悪質商法も圧倒的に増えた。震災直後にはデマが飛び交ったが、デマを信じチェーンメールを転送する人も多かった。こうした教訓は語り継ぎ、「避難のリテラシ

一」として、子どもたちに伝えていかなければならない。

一方で市民の協力による助け合いが自然発生的にあふれていたこともまた忘れてはならない。少しでも何とかしたいという気持ちから多くの人たちがボランティアに参加した。東京教組からも震災後数年にわたって日教組を通じた連合ボランティアなどの派遣に応じてきた。もちろん「公助」がまず先にあつての「共助」ではあるが、こうした事実も意図的に子どもたちに伝えていきたい。現在、小学校4年生までは震災後に生まれてきた子どもなのである。

そして、この大災害から10年経ったが復興のペースは決して速いとは言えない。仮設住宅居住者はピーク時の数%にまで減ったとはいえ、未だに千人単位である。災害廃棄物の処理や災害公営住宅建設は完成している県がほとんどだが、去年の復興庁のデータによると海岸防災林の再生79%、下水道の復興完了28%（復旧は終了）、水道施設の復興37%（復旧は98%）、交通網の完成74%など数字の上でも道半ばであることが分かる。さらに各産業に与えたダメージも回復したとは言い難い。また高台への集団移転や巨大防波堤など復興の方向性では住民の意見が割れているものもある。

オリンピック開催は、巨大な予算をつぎ込み世界へ復興をアピールするとしている施策であるが、本末転倒である。この莫大な予算は本来、震災からの真の復興、真に助けを必要とする者に使われなければならなかった。世界中がパンデミックと闘っている中でのオリンピック開催は無謀であり、今からでもこの予算を、道半ばの震災復興に充てるべきである。

そして絶対に忘れてはならず、今しっかりと向き合わなければならないのが原発事故である。

大震災・大津波で真っ先に心配されたのが原発であった。地震の直後に震源地に最も近かった女川原発を始め全国全ての原発で制御棒が入り停止が確認されたとのニュースに安堵したのもつかの間、夜になり原子力緊急事態宣言が発せられた。福島第一原発が全電源喪失という究極の危機に陥っていたのだ。原発は停止後にも冷却を続けなければ核燃料の崩壊熱によって暴走を始めてしまう。津波により予備電源も消失した福島第一原発では、稼働中だった1・2・3号機全てでメルトダウンが起こり、1・3・4号機は水素爆発を起こし原子炉建屋が爆破した。2号機は爆発こそしなかったものの、それは水素が大量の放射能を含む蒸気とともに外に放出されたことを意味する。悪夢の光景が現実のものとなってしまったのだ。政府による避難指示は、最初2km圏内だったものが五月雨式に拡大していったこと、SPEEDIによる放射性物質拡散の予測データ公開が遅れたことなどから、混乱と被曝を拡大させたものとなった。

そして原子炉のメルトダウンと建屋崩壊に伴う放射性物質の拡散は、世界中を被曝させた。放出された放射性物質の量は50~80京ベクレルなどと推計されており、とにかく膨大な量である。特に福島県においては、大量の被曝があったことは間違いなく、今後も継続的な健診、医療保障が行われなければならない。また住む場所を放射能で汚染された住民に対する補償も足りていない。にもかかわらず、政府は避難地域指定を解除し帰還を強制すると同時に補償を打ち切っている。

事故の収束についても全く見通しがたっていない。原子炉内は数分で死に至るような高線量の放射能汚染地帯となっており作業は遅々として進まない。収束作業のロードマップでは2021年中に2号機の燃料デブリの取り出しが始まる予定となっているが、2021年1月に東京電力が発表した作業の進捗状況によれば、未だに燃料デブリの状態確認も終わっておらず、取り出しの見通しは絶望的である。また日々発生し続ける汚染水は発生量を抑える努力が続いているものの、2020年の平均で1日140トン発生し続けている。汚染処理水を貯蔵するタンクは増え続け敷地を占拠している。来年秋以降に満水に達するとされ、行き詰った政府は海洋投棄を画策し始めている。最も厄介な放射性物質の1つであるトリチウムの海洋投棄は許されることではない。

完全な収束を40年後と予測しているロードマップは、あまりに楽観的にすぎる。

このような未だ収束の兆しすら見えない状況にあっても、政府は原発事故を過去のものとし、安全神話の再構築を始めている。「さよなら原発集会」への17万人の結集（2012年）をはじめとする、ビキニ事件以来の市民の反核への盛り上がりを抑え込むことに躍起になっている。2014年には原発を国の重要な「ベースロード電源」と位置づけ核燃料サイクルも堅持すると明確に打ち出した。また、文科省は2011年に直ちに「放射線副読本」を作成・配布し、「放射線の正しい知識を」という名目で放射線が「それほど怖くない」という感情を子どもたちへ植え付けようと画策した。副読本はその後2回改訂されたが、2014年の改定版では福島原発事故から始まっていた冒頭部分、2018年の改定では削除され「放射線は、私たちの身の回りに日常的に存在しており」という言葉から始まっていたり、「低線量の被ばくでは健康に影響がない」と断定したりするなど、より巧妙に放射線の危険性を隠すものとなっている。東京教組は、原発安全神話につながるこうした策動に反対し、「原発は安全」と誘導する「放射線副読本」の不使用・廃刊を訴えてきた。

そもそも、原発政策は国策として進められてきたのであり、東電と国は事故の責任を負うべきであるし、被災者・被曝者に対して最大限の補償をすべきであるが、責任を追及する裁判において国と東電は真摯な態度を見せず、一審で敗訴してもなお控訴を続けてきた。

司法においても、残念ながら国に追従する判決が続いている。原発事故以前から住民の運転差し止め訴訟は原告敗訴が続いており、「国策」原発依存政策に司法は屈してきていた。しかし悪夢のような原発事故を前に、大飯原発、高浜原発、志賀原発、伊方原発では運転差し止め命令が出された。また、国や東電の賠償責任を追及する集団訴訟では15件の一審判決すべてが東電の責任を認め、7件で国の責任について「津波を予見できた」と認められてきた。しかし高裁では、運転差し止めの判決が出たすべての原発で運転を認める逆転判決が続き、先日の1月21日には国の賠償を求めた訴訟において東京高裁で「津波の予見性」すら否定する判決が出ており、控訴審での司法の国策追従の姿勢は大きな問題となっている。

このように震災後の10年間は、大きく見れば、復興の遅れ、弱者の切り捨て、原発推進政策の維持など、この国の「変わらなさ」が際立った10年であった。逆に大きく変わったこともある。この10年間のほとんどを担ってきた安倍政権は「秘密保護法」「共謀罪法」「戦争法」と次々と悪法を成立させてきた。沖縄では辺野古の埋め立てを強行し、教育においては「道徳の教科化」を強行し国民が従うべき規範を強制しようとしている。これらを並べて見れば、明らかに「戦争のできる国」に近づいている。震災後の10年間にいわば火事場泥棒的に推し進められてきたこの国の現在地点を、しっかり見極めなければならない。そして今再び、感染症という災厄が猛威を振るう陰で進行することを見逃してはならない。

一方で、市民の復興へ向けたボランティアへの一致協力、反原発運動の盛り上がり、国会前での市民の意思表示、防災教育への意識の高まりなど、苦闘の中でも懸命な努力が続けられ、一部には望ましい変化もあった。こうした一步一步の歩みを振り返り、継続していきながら、震災からの完全な復興と今後の災害対策の充実を求め、完全に原発のない社会をめざしていくことが必要である。

以上のことを、大震災から10年という節目のこの時に、改めて確認し合いたい。

2021年2月27日（土）
東京教組執行委員会